

平成20年度 後期高齢者医療保険料について

(6月25日現在)

後期高齢者医療保険料は、年金から天引きされる場合と納入通知書で納める場合があります。保険料の額と納め方については、7月15日頃に送付する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

● 既に年金から保険料が天引きされている方

→ 引き続き、年金から天引きされます。

平成20年					平成21年
4月15日	6月13日	8月15日	10月15日	12月15日	2月13日
仮徴収			本徴収		
平成18年中の所得により計算した保険料の見込額のおよそ半分の額を3回に分け、4月・6月・8月の年金から天引きされます。 ※仮徴収額は、4月に送付した「保険料仮徴収額決定通知書」でお知らせしています。			今回お知らせする保険料額は、平成19年中の所得により算定し、確定した平成20年度の年間保険料額です。 平成20年度の年間保険料額から、4月・6月・8月の仮徴収額の合計額を差し引いた額が、10月・12月・2月の3回に分けて年金から天引きされます。		

なお、複数の種類の年金を受給されている方は、介護保険料が天引きされている年金から天引きされます。
(例) 老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給されている方は、老齢基礎年金から保険料が天引きされます。

● まだ年金から保険料が天引きされていない方

→ 「保険料額決定通知書」に同封する「納入通知書」により、金融機関又は役場で納めていただくこととなります。対象は、次に該当する方です。

- ① 保険料天引きの対象となる年金の受給額が年額18万円未満の方
- ② 介護保険料との合算額が、保険料天引きの対象となる年金の受給額の2分の1を超える方

<平成20年度の保険料の納期限>

第1期	平成20年 7月31日
第2期	// 9月1日
第3期	// 9月30日
第4期	// 10月31日
第5期	// 12月1日
第6期	// 12月25日
第7期	平成21年 2月2日
第8期	// 3月2日

保険料の納付は、
口座振替が
便利です。



※ 10月から保険料が天引きされる方は、7月(第1期)・8月(第2期)・9月(第3期)に「納入通知書」で納めていただき、10月以降、年金から天引きされます。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47・8015 福井県後期高齢者医療広域連合 TEL 0776-54-6330